

14 《平成23年度保育料徴収金基準額表》(平成23年4月1日予定)

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
年次別 階層別	定義	0歳児の場合	1・2歳児の場合
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0	円 0
B	A階層及びD階層を除き前年度分の市民税の額が次の区分に該当する世帯	1,900 (950)	1,800 (900)
C	前年度分の市民税課税世帯	6,200 (3,100)	5,900 (2,950)
D-1	A階層を除き前年分の所得税課税額が3,000円未満である世帯	11,100 (5,550)	10,900 (5,450)
D-2	前年分の所得税課税額が3,000円以上15,000円未満である世帯	11,400 (5,700)	11,000 (5,500)
D-3	前年分の所得税課税額が15,000円以上17,000円未満である世帯	12,400 (6,200)	11,900 (5,950)
D-4	前年分の所得税課税額が17,000円以上60,000円未満である世帯	17,900 (8,950)	17,800 (8,900)
D-5	前年分の所得税課税額が60,000円以上80,000円未満である世帯	23,300 (11,650)	22,200 (11,100)
D-6	前年分の所得税課税額が80,000円以上120,000円未満である世帯	29,600 (14,800)	28,300 (14,150)
D-7	前年分の所得税課税額が120,000円以上140,000円未満である世帯	33,300 (16,650)	32,000 (16,000)
D-8	前年分の所得税課税額が140,000円以上180,000円未満である世帯	41,400 (20,700)	39,900 (19,950)
D-9	前年分の所得税課税額が180,000円以上200,000円未満である世帯	42,800 (21,400)	41,000 (20,500)
D-10	前年分の所得税課税額が200,000円以上240,000円未満である世帯	47,400 (23,700)	46,200 (23,100)
D-11	前年分の所得税課税額が240,000円以上510,000円未満である世帯	48,000 (24,000)	46,400 (23,200)
D-12	前年分の所得税課税額が510,000円以上である世帯	49,900 (24,950)	48,900 (24,450)

備考

- 1 徴収金基準額表における階層が、B階層からD12 階層までに属する世帯で、2人以上の児童が入所している **幼稚園 認定こども園を含む** ものの徴収金の額は、次表により算出された額の合算額とする。

[2人以上の児童が入所している世帯の徴収金額表]

該当する児童	徴収金額 (月額)
ア 最も徴収金基準額が低い児童 (最も徴収金基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金基準額表に定める額
イ ア以外の児童のうち、最も徴収金基準額が低い児童 (最も徴収金基準額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金基準額表に定める額 × 0.5
ウ ア及びイ以外の児童	0円

- 2 徴収金基準額表における階層が、B階層からD12階層までに属し、かつ、3人以上の児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう) を扶養している世帯において、当該児童のうち生年月日の早いものから順次に数えて3番目以降で3歳未満のもの (3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう) に係る徴収金の額は、備考1の表にかかわらず、0円とする。
- 3 徴収金基準額表における児童の属する世帯の階層が、B階層と認定された世帯であって次に掲げるものは、その申請に基づき、同表の規定にかかわらず徴収金の額を0円とする。
- (1) 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号) に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - (2) 在宅障がい児 (者) のいる世帯 次に掲げる児 (者) を有する世帯をいう
 - ア. 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ. 療育手帳制度要綱 (昭和48年厚生省発児第156号) に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和39年法律第134号) に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法 (昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) その他の世帯 生活保護法 (昭和25年法律第144号) に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 階層区分の認定は、入所児童と同一世帯の父母及びそれ以外の扶養義務者 (家計の主宰者である場合に限る。) の課税額の合計額とする。
- 5 保育料徴収金を算定する所得税は、住宅取得 (等) 特別控除、配当控除等の税額控除前の所得税額とする。
- 6 延長保育使用料 (月額) は、延長保育について」の書類による。